

金融庁が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成18年度実績評価書」（平成19年8月30日付け金総第1975号による送付分）における実績評価方式による26件の政策評価
- イ 「平成19年度事業評価書」（平成19年8月30日付け金総第1975号による送付分）における事業評価方式による3件の政策評価（事前）
- ウ 「平成19年度事後事業評価書」（平成19年8月30日付け金総第1975号による送付分）における事業評価方式による3件の政策評価（事後）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注1、2）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注1） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成18年度実績評価書」における実績評価方式による26件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無											
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値 等の設定の有 無					
I 金融機能の安定													
1 金融機関が健全に経営されていること													
1	①金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	①金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	○	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること （主要行全体としての不良債権比率については17年3月末時点の水準以下に維持されること）	C	2 （参考指標7）	（測定指標）金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況						
							各業態の健全性指標の状況	CM	主要行全体としての不良債権比率については17年3月末時点の水準以下に維持されること	○			
							各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数	P	—	—			
							（参考指標）						
							オフサイト・モニタリングの実施状況	P	/	/			
							モニタリング・システムの整備状況	P					
							金融コンプロマリットのモニタリング状況	P					
							リスク管理に関するルールの整備状況（監督指針・解釈集の改正、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直し等）	P					
							経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況	C I					
							金融機関等への資本参加の状況	P					
経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況	P												
②金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施													
—	—	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	C	2	（測定指標）金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況								
検査実施状況（検査指摘状況等）、マニュアルの整備状況	P	—	—										
施行等の状況	P	—	—										
2 金融システムの安定が確保されていること													
1	①金融システムの安定が確保されていること	①システムリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	—	システムリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること	C	2 （参考指標5）	（測定指標）システムリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況						
							預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査等による預金保険制度の認知度）	CM	—	—			
							名寄せデータの整備状況	C I	—	—			
							（参考指標）						
							預金保険制度に係る広報活動の状況	P	/	/			
							りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ状況	C I					
							足利銀行の経営に関する計画の履行状況報告のフォローアップ状況	C I					
							名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況	P					
							関係機関との連携状況	P					
							②国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等						
—	—	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること	P	1 （参考指標5）	（測定指標）金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況								
各国際金融監督機関における基準・指針等の策定	P	—	—										
（参考指標）													
バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイント・フォーラム等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動	C I	/	/										

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値 等の設定の有無
					W T Oにおける金融サービス自由化交渉への参画 E P A交渉への参画状況	P P		
					海外監督当局との意見及び情報交換の状況 主要国の監督当局との2国間協議の実施状況	P P		
	②新興市場国の金融当局への技術支援	—	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	C	1 (参考指標1)			
					研修生による研修成果の活用状況（研修生に対するアンケート調査の結果） (参考指標)	CM	—	—
					研修事業等の実施状況	P		
II 預金者、保険契約者、投資者等の保護								
I 国民が金融サービスを適切に利用できること								
	①金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	—	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	C	7	(測定指標) 金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況 関連する政令・府令等の整備状況	P	—
						保険契約者等保護のための施策の検討状況	P	—
						監督指針の見直し状況	P	—
						金融機関の対応状況のフォローアップ状況	P	—
						貸金業制度等に関する検討状況	P	—
						消費者信用にかかる検討状況	P	—
						違法な経済取引による被害者救済に関する検討状況	P	—
	②利用者保護のための情報提供・相談等の仕組みの充実	—	国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	C	1 (参考指標4)	(測定指標) 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況 （「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」） (参考指標)	CM	—
						金融庁ホームページ（「おしえて金融庁」等）へのアクセス状況	P	
						関係省庁・民間団体との連携（後援名義の付与件相談等の受付状況（件数）及び利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等の公表の状況	P P	
						金融トラブル連絡調整協議会における検討状況	P	
	②企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	—	投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	C	2	(測定指標) 投資家に対する投資判断に必要な情報の提供状況 改正証取法に係る政令・府令の整備状況 E D I N E Tサイトへのアクセス件数	P P	—
	②会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	—	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進	P	3	(測定指標) 国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況 コンバージェンスに係る会合等の状況 海外当局との対話等の状況 会計基準の整備状況	P P P	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値 等の設定の有無		
	③公認会計士監査の 充実・強化	—	厳正な会計監査の確保を図 ること	P	6	(測定指標) 厳正な会計監査の確保の状況 金融審議会での検討状況 監査基準等の整備状況 公認会計士等に対する処 分状況 (処分件数) 公認会計士・監査審査会 の開催状況 (開催実績) 品質管理レビューの審査 及び監査法人等に対する 検査の実施状況 (報告受 理件数、審査件数、立入 検査件数、勧告件数) 公認会計士試験システム の整備状況	P P P P P	— — — — —	— — — — —	
2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること										
	(1)金融機 関等の法 令等遵守 態勢が確 立されて いること	①金融機関等の法令 等遵守に対する厳正 な対応	—	金融機関等の法令等遵守態 勢が確立されること	C	1 (参考 指標 3)	(測定指標) 金融機関等の法令遵守態勢等の確立の状況 各種金融サービスに対す る苦情・相談の内容・件 数 (参考指標) 監督指針等の整備状況 行政処分の実施状況 貸金業者の登録状況 (新 規登録件数)	P P P P	— — — —	— — — —
3 市場が公正であること										
	(1)証券市 場におい て取引の 公正が確 保されて いること	①取引の公正を確保 し、投資家の信頼を 保持するための事後 監視	—	事後監視を適正に行うこと により、投資者の信頼を保 持し、取引の公正を確保す ること	P	5	(測定指標) 検査・調査等の実施状況 犯則事件の告発状況 (犯 則事件の告発件数) 課徴金調査の実施状況 (勧告件数、課徴金納付 命令件数) 開示検査の実施状況 (検 査実施件数、検査結果に 基づく勧告及び自発的訂 正件数、課徴金納付命令 件数) 証券検査の実施状況 (検 査実施件数、勧告件数) 情報収集・分析及び取引 審査実施状況 (情報受付 件数、取引審査実施件 数)	P P P P P	— — — — —	— — — — —
		②取引の公正の確保 等に向けた市場関係 者の取組みの強化	—	市場関係者の取組みが強化 されることにより、取引の 公正を確保すること	P	1 (参考 指標 2)	(測定指標) 取引の公正の確保の状況 証券取引に関する苦情・ 相談の内容・件数 (参考指標) 取引所規則等の検討・実 施状況 証券業協会等における各 種取組みの検討状況	P P	— —	— —
III 円滑な金融等										
1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること										
	(1)市場機 能を活用 した資金 仲介・資 源配分の 発展が促 されるこ と	①個人投資家の参加 拡大	—	個人投資家の金融・資本市 場への参加が拡大すること	C	1 (参考 指標 3)	(測定指標) 個人金融資産に占める株 式・投資信託の割合 (参考指標) 関連する政令・府令等の 整備状況 金融・資本市場への個人 投資家の参加状況 (個人 金融資産に占める株式・ 投資信託の割合、個人株 主数、特定口座数の推 計) 税制改正及び広報の状況	CM P CM P	— — — —	— — — —

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値 等の設定の有無
②金融インフラ等が整備されていること	①金融・資本市場等の機能拡充	金融・資本市場等の機能が拡充すること	P	5	(測定指標) 金融・資本市場等の機能拡充の状況 関連する政令・府令等の整備状況	P	-	-
					制度の検討・実施状況	P	-	-
					システム等の整備・進捗状況	P	-	-
					各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況 （関係政令・府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等）	P	-	-
					各振替制度の稼働状況	P	-	-
	②ITの戦略的活用	金融インフラ等がIT化等に対応したものとなること	P	2 (参考指標3)	(測定指標) 金融インフラ等のIT化等への対応状況			
					電子債権法（仮称）の制定に向けた検討状況	P	-	-
					利用者満足度調査の結果	CM	-	-
					(参考指標)			
					金融審議会（第二部会及び情報技術革新と金融制度に関するWG合同会合）での検討状況等	P		
					ITキャラバンの参加者（主として金融機関関係者）に対して実施予定のアンケート調査	CM		
					18年度末に実施予定の利用者満足度調査の結果	CM		
③我が国金融市場の国際的地位が向上すること	①金融インフラ等の国際化への対応	アジア金融資本市場において我が国市場および金融機関がアジアの金融拠点として機能すること	P	1 (参考指標1)	(測定指標)			
					主要行のアジア向け与信残高（BIS統計）	P	-	-
					(参考指標)			
					発展に向けた取組み状況	P		
④企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること	①地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	①地域密着型金融の機能強化が図られること	C	3 (参考指標1)	(測定指標) 地域密着型金融の機能強化の状況			
					事業再生の取組み状況	CM	-	-
					地域金融機関の経営力の強化の取組み状況	CI	-	-
					利用者の利便性向上の取組み状況	CM	-	-
					(参考指標)			
					「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」に基づく地域密着型金融推進計画のフォローアップの状況及び主な取組み等の公表	P		
		②中小企業金融の円滑化が図られること	C	4 (参考指標2)	(測定指標) 中小企業金融の円滑化の状況			
					「中小企業金融モニタリング」取りまとめ結果	CM	-	-
					金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況	P	-	-
					中小企業に対する貸出の状況（中小企業に対する）貸出態度判断DI	CM	-	-
					担保・保証に過度に依存しない融資の推進状況	CM	-	-
					(参考指標)			
					金融機関等への要請状況	P		
					「中小企業金融モニタリング」取りまとめ状況	CM		
⑤金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものであること	①「官から民へ」の改革に対する適切な対応	「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること	P	3	(測定指標) 「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況			
					郵政民営化関連政省令の整備状況	P	-	-
					郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況	P	-	-
					政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応状況	P	-	-

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値 等の設定の有無	
2 金融機関の企業活動が活発に行われていること									
(1)自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	①多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	—	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	C	2 (参考指標4)	(測定指標) 多様で良質な金融商品・サービスの提供状況 関連する制度の企画・立案等の状況	P	—	—
						金融商品・サービスの提供状況（銀行代理業等の許可状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況等）	CM	—	—
						(参考指標) 銀行代理業等の許可状況	CM		
						証券仲介業の登録状況	CM		
						信託業の免許・登録状況	CM		
						信託法改正に対応した制度整備の状況	P		
	②金融行政の透明性・予測可能性の向上	—	金融行政の透明性・予測可能性が向上すること	P	1 (参考指標8)	(測定指標) 金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況	P	—	—
						(参考指標) 金融庁ホームページへのアクセスの状況（件数）	P		
						金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録状況（件数）	P		
						金融庁ホームページの改善の状況（コンテンツの充実と改修実績等）	P		
						金融行政アドバイザーからの意見等の公表状況	P		
						財務局との連携状況	P		
						パブリックコメントの実施状況（遵守状況、件数）	P		
						行政処分事例集の公表状況	P		
						回答状況（回答実績）	P		
3 金融機関等が犯罪に利用されないこと									
(1)金融機関等がマネー・ロンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと	①マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の強化	—	組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること	P	1 (参考指標3)	(測定指標) 年間届出件数及び提供件数	P	—	—
						(参考指標) 外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数）	P		
						N C C T対象国リストに掲載されている1ヶ国の改善状況（解除を含む）	P		
						勧告対応状況	P		
	②金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	—	金融機関の預金口座を不正に利用されないこと	C	1 (参考指標2)	(測定指標) 金融機関の預金口座の不正利用防止の状況 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全銀協公表）	CM	—	—
						(参考指標) 金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況	P		
						意見交換等の状況	P		
【業務支援基盤整備に係る政策】									
1 人的資源									
(1) 専門性の高い人材の育成・強化									
①人材の育成・強化のための諸施策の実施	—		行政ニーズに応じた人材の育成・確保	P	1 (参考指標2)	(測定指標) 研修の実施状況等（対前年度比で測定）	P	—	—
						(参考指標) 研修実施件数及び受講者数	P	—	—
						民間専門家の在籍者数	P	—	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標 分類	指標数	測定指標	指標 分類	目標値	指標の目標値 等の設定の有無
2 情報								
(1) 行政事務の効率化のための情報化								
	①行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること	P	1 (参考指標1)	(測定指標) 業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果	P	—	—
					(参考指標) 業務・システム最適化の実施状況	P		
		②情報システム調達の適正化を図る	P	1	(測定指標) 情報システム調達会議の実施状況	P	—	—
(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析								
	①専門性の高い調査研究の実施	金融行政の専門性向上のための情報収集・分析を行い、庁内へ提供すること	P	3	(測定指標) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析等の状況	P	—	—
					研究成果の公表状況（公表論文等の本数・分野）			
					金融に関するテーマについての調査研究等の状況			
					庁内へのフィードバック状況（研究会、ワークショップ、勉強会の開催数）			
26政策	O=1	C=13 P=15		64 (参考指標57)	CM=12 CI=2 P=50 (参考指標 CM=7、CI=4、P=46)		O=1	

(注) 1 金融庁の「平成18年度実績評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照。

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策ごとに番号を付した。
「政策」欄	評価書の「政策」欄に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（達成目標）」欄	評価書の「達成すべき目標」欄に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	評価書の「測定指標」欄に記載されている事項及びその数を記入した。
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準（識字率、就学率） ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、 高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 19 年度事業評価書」における事業評価方式による 3 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	△ 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること	○ 22年度	△ 達成効果の測定指標・評価の基準： オフサイト・モニタリングの効率化・分析の多様化の状況
2	貸金業統計システムの機能拡張	△ 改正貸金業法施行後の貸金業の動向を的確に把握すること	○ 21年度	△ 達成効果の測定指標・評価の基準： 貸金業の動向把握の効率化の状況
3	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの追加機能構築	△ 短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図る	○ 23年度	△ 達成効果の測定指標・評価の基準： 短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化の状況
合計		△ = 3	○ = 3	△ = 3
(備考)				

- (注) 1 金融庁の「平成19年度事業評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>

4 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（得ようとした効果と把握された効果の関連性について）

事業評価方式による事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかについて、合理的な説明が行われているか。

（2）審査の結果

「平成19年度事後事業評価書」における事業評価方式による3件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性	得ようとした効果と把握された効果の関連性
1	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	○ 公認会計士試験の受験者に対する成績通知率の向上（目標60%） インターネットを經由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加（目標5万件）	○ 成績通知率100% 18年度の試験情報提供サイトへのアクセス件数 175,999件	○
2	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	△ 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること	△ ・即時でのデータの形式的なエラーチェックが可能になるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。 ・迅速なデータ処理が可能となり、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになった。	
3	ITキャラバン	○ ITキャラバンの参加者に対してアンケート調査を実施し、「キャラバンにおいて提供された情報の有用性に関する項目」について、7割以上の回答者から肯定的な回答を得ること	○ 「本シンポジウムの全体の印象について」との質問に対し、福岡97%、仙台96%、東京83%、大阪87%、広島91%（全体90%）の回答者が「有意義であった」、「どちらかといえば有意義であった」と回答	○
合計		○=2 △=1	○=2 △=1	○=2
(備考)				

- (注) 1 金融庁の「平成19年度事後事業評価書」を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載順に従って番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>
「得ようとした効果と把握された効果の関連性」欄	<p>「当初得ようとした効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるか」が当初得ようとした効果のすべてについて明らかにされているものは、「○」を記入した。当初得ようとした効果の一部について明らかにされているものは、「△」を記入した。明らかにされていないものは、「－」を記入した。また、「－」の場合、その判定理由を記入した。</p> <p>なお、「／」は、「得ようとした効果」又は「把握された効果」が、明確でない（「△」又は「－」）ため、「得ようとした効果と把握された効果の関連性」について審査の対象としていないものを表す。</p>